

目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会資料

令和6年3月5日(火)

目黒区区民生活部国保年金課

目 次

1	目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例案について	・・・ P 1
2	令和6年度 <u>特別区</u> 国民健康保険料率等の設定について	・・・ P 2
3	令和6年度 <u>目黒区</u> 国民健康保険料率の改定案の内容等について	・・・ P 5
	・目黒区国民健康保険料率改定案	・・・ P 6
4	関係法令の改正に伴う令和6年度国民健康保険事業の主な変更点について	・・・ P 7
5	目黒区国民健康保険特定健康診査等実施計画・データヘルス計画の改定	・・・ P 8
6	目黒区国民健康保険財政健全化計画（赤字削減・解消計画）の計画変更	・・・ P 8
7	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について	・・・ P 9

<資 料>

資料 1	目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例案の概要	・・・ P 11
資料 2	令和6年度国民健康保険料算定にかかる概念図（特別区全体）	・・・ P 14
資料 3	目黒区国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画（案）及び 目黒区国民健康保険第3期データヘルス計画（案）の改定について	・・・ P 15
参考資料 1	補足説明（用語解説等）	・・・ P 16
参考資料 2	令和6年度収入別・世帯構成別保険料試算 [モデルケースによる試算]	・・・ P 18

1 目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例案について

国民健康保険関係法令等により目黒区国民健康保険条例（以下「条例」という。）に委任された事項には、保険料の賦課及び徴収、保険料の減免又は徴収猶予、保険給付の実施などがあり、条例の改正は区議会の議決によることとなっている。

国民健康保険事業の運営に関する協議会においては、区議会の議決に先立ち、区長の諮問に応じて、「国民健康保険の条例改正について」を審議することとなる。

審議する条例改正の主な項目は、以下のとおり。

(1) 令和6年度目黒区国民健康保険料率の改定等に伴う規定の整備

賦課割合、所得割率、均等割額、賦課限度額、低所得対象世帯に係る所得判定基準、低所得対象世帯及び未就学児に係る保険料均等割軽減額の改定

※保険料賦課限度額及び低所得対象世帯に係る所得判定基準については、国民健康保険法施行令の改正に伴うもの

【条例の改正箇所】第15条の4、第15条の12、第15条の16、
第16条の4、第19条の2、第19条の4

⇒ 保険料設定の考え方及び具体的な保険料率の改定内容は、2～6ページを参照

(2) 関係法令の改正に伴う規定の整備

ア 国民健康保険法施行令の改正に伴う保険料賦課限度額及び低所得対象世帯に係る所得判定基準の改正

上記(1)と兼ねて整理

イ 退職者医療制度が、経過措置も含め廃止されることとなり、国民健康保険法及び同法施行令の改正に伴い、所要の規定整備を行う。

⇒ 関係法令の改正（制度改正等）に伴う条例改正等については、7ページを参照

(3) その他

その他所要の規定整備を行うほか、条例の一部を改正する条例付則に施行日や条例の適用に関する経過措置などを定める。

※上記各項目の具体的な条例改正案の内容については、資料1「目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例案の概要」を参照

2 令和6年度 特別区国民健康保険料率等の設定について

(1) 特別区における国民健康保険料の基本的な考え方

ア 国保制度上の原則的な考え方

国民健康保険制度改革により、平成30年度から都道府県が国保の保険者に加わり、財政運営の責任主体となって、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うこととなり制度の安定化が図られた。

これにより、保険給付に必要な費用は、保険給付費等交付金として都から全額支払われることとなり、区市町村は年度途中における医療給付の急増などへの財政上リスクを負わない仕組みとなった。

その一方で、区市町村は、保険給付費等交付金の財源として都に国民健康保険事業費納付金（以下、「国保事業費納付金」という。）を納付し、その経費に充てるため、被保険者から保険料を徴収することとなった。また、区市町村は、保険料の賦課・徴収のほか、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き行っている。

【賦課総額（保険料として徴収すべき額）の算定】…資料2を参照

保険料（基礎分）の賦課総額（H）＝国保事業費納付金（B）に、その他の事業に必要な費用（D・F・G）を加算し、国・都の公費などの収入見込（C・E・X）を減算した額

※なお、保険給付に必要な費用は、基本的には都から交付される保険給付費等交付金で全額補填される。国保事業費納付金は、その財源となり、その額は保険給付費等交付金の1/2相当になる。

イ 特別区への対応（激変緩和措置等）

(ア) これまでの経緯

特別区では、従前から、23区にお住まいで、同一所得、同一世帯構成であれば同一の保険料となるように特別区独自の「統一保険料（基準保険料率）方式」を採用してきており、現在もその考え方を継続している。

また、平成30年度の国民健康保険制度改革により、被保険者の保険料負担が急激に増えることのないよう国や都は一定の激変緩和措置を講じているが、特別区においても独自の激変緩和措置として、平成30年度は、東京都が示した特別区全体の国保事業費納付金の94%を新たに国保事業費納付金として定め、その他事業に必要な費用や収入の加除を行い、賦課総額とすることとした。ただし、過年度保険料収納見込額を減じることなく、収納率での割り返しを行わないこととし、被保険者の保険料負担軽減に努めてきた。

なお、特別区の激変緩和措置は、国による6年間の激変緩和措置期間を目途に、平成30年度から原則年1%ずつ引き上げ、令和6年度までに法定外繰入を段階的に解消することとした。

(イ) 令和6年度に向けての対応

①特別区独自の負担抑制策（基礎分及び後期高齢者支援金分）

新型コロナウイルス感染症の影響や保険料急増等により、特別区独自の激変緩和措置を計画通りに進めることができず、令和4年度と同様に令和5年度保険料においても独自の激変緩和措置割合を97.3%に設定し、さらに基礎分に対して、追加で一般財源を投入して保険料算定を行う結果となった。

こうした状況を踏まえ、通常の保険料算定を目指し、当初計画から遅れた2年を延長し、令和8年度に国保事業費納付金の100%を賦課総額とする算定となるよう、ロードマップを見直すこととした。

令和6年度の保険料は、見直したロードマップに沿って、独自の激変緩和措置を行う一方、新型コロナウイルス感染症の影響等による保険料増に対しては、基礎分について追加の負担抑制策を行い、保険料算定を行うこととなる。

【令和6年度特別区国民健康保険料算定上の措置（法定外繰入）】

○激変緩和措置（98%分） 約60億円（+介護納付金分5億円）

○追加負担抑制策 約103億円

・新型コロナウイルス感染症の影響額 64億円

・財政安定化基金取崩額に係る償還額 39億円

この結果、令和6年度保険料算定における国保事業費納付金に対する抑制額（一般財源からの投入額）は、合計で約163億円（介護納付金分を含めると168億円）となる。

【参考（目黒区分）】

○保険料抑制額 5億55百万円余 1人当たり抑制額 約11,300円

内訳：激変緩和措置2億17百万円、追加負担抑制策3億38百万円

② 介護納付金分の所得割率の統一

介護納付金分の所得割率は、所得水準の格差を理由に各区設定としてきたが、基礎分・後期高齢者支援金分と異なる取り扱いを行う理由が乏しく、今後、都内保険料水準の統一を目指していくことも鑑み、令和6年度から特別区統一の基準保険料率を示し、①のロードマップの達成（令和8年度）までの経過措置期間を設ける。

③ その他（収納率による割り戻し）

これまでどおり、収納率による割り戻しを行わず、未納分が生じることを考慮せずに保険料算定をすることによって、負担抑制を行う（不足額は一般財源を投入）。

《特別区国民健康保険における保険料率の推移》

【基礎(医療)分&後期高齢者支援金分】 ※賦課限度額は政令改正に基づき改正している。

基礎(医療)分&後期高齢者支援金分		令和6年度(案)		令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度		
賦課割合(所得割:均等割)		58:42		58:42		58:42		58:42		58:42		
保 険 料 率 等	所得割率(%)	11.49		9.59		9.44		9.54		9.43		
	基礎分	支援金分	8.69	2.80	7.17	2.42	7.16	2.28	7.13	2.41	7.14	2.29
	均等割額(円)		65,600		60,100		55,300		52,000		52,800	
	基礎分	支援金分	49,100	16,500	45,000	15,100	42,100	13,200	38,800	13,200	39,900	12,900
	賦課限度額(円)		890,000		870,000		850,000		820,000		820,000	
	基礎分	支援金分	650,000	240,000	650,000	220,000	650,000	200,000	630,000	190,000	630,000	19,000
1人当たり保険料(円)		156,520		143,363		131,813		124,989		126,202		
基礎分	支援金分	117,124	39,396	107,348	36,015	100,322	31,491	93,389	31,600	95,473	30,729	
1人当たり保険料	金額(円)	13,157		11,550		6,824		▲1,213		1,028		
前年度との比較	率(%)	9.18		8.76		5.46		▲0.96		0.82		

【介護納付金分】

介護納付金分		令和6年度(案)		令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度	
賦課割合(所得割:均等割)		58:42		58:42		58:42		58:42		57:43	
率 等 保 険 料	均等割額(円)	16,500		16,200		16,600		17,000		15,600	
	賦課限度額(円)	170,000		170,000		170,000		170,000		170,000	
1人当たり保険料(円)		39,499		38,808		39,567		40,879		35,950	
1人当たり保険料	金額(円)	691		▲759		▲1,312		4,929		2,400	
前年度との比較	率(%)	1.78		▲1.92		▲3.21		13.71		7.15	

3 令和6年度 目黒区国民健康保険料率の改定案について

(1) 東京都から示された目黒区の国保事業費納付金及び標準保険料率等について

ア 国保事業費納付金	基礎（医療）分	75 億 140 万円余
	後期高齢者支援金分	24 億 1,969 万円余
	介護納付金分	9 億 4,814 万円余
	合計	108 億 6,924 万円余

イ 標準保険料率

基礎（医療）分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
8.67/100	52,251 円	2.88/100	16,939 円	2.37/100	17,194 円

※都道府県は毎年度、国民健康保険法第75条の7に基づき各区市町村の医療費水準及び所得水準を反映した「国保事業費納付金」を決定するとともに、同法第82条の3に基づき保険料率の標準的な水準を表す「標準保険料率」を算定し、公表することとされている。

※標準保険料率とは、都道府県内統一の算定基準による区市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表している。都においては2方式（所得割及び均等割）を用いて試算している。

(2) 目黒区における国民健康保険料の設定の考え方

基礎分（所得割率・均等割額）、後期高齢者支援金分（所得割率・均等割額）は、特別区統一保険料方式の基準保険料率に沿い、目黒区としての保険料を定める。

介護納付金分（均等割額）は、特別区の基準保険料率に沿いつつ、介護納付金分（所得割率）については、各区で算定することとしてきたが、1（1）イ（イ）②のとおり、令和6年度から特別区統一の基準保険料率が示され、併せて、令和8年度までの経過措置期間を設けることとなった。

目黒区では、これまで被保険者の大幅な負担増とならないよう、区独自で一定の抑制措置を講じてきたが、経過措置期間に合わせて、段階的に当該措置の規模を見直していくこととする。

(3) 目黒区国民健康保険料率の改定案等について

上記（1）（2）を踏まえて算定した目黒区国民健康保険料率の改定案は、次表「目黒区国民健康保険料率改定案」のとおり。

目黒区国民健康保険料率改定案

① 基礎分*¹・後期高齢者支援金分*²

* 下線部分が変更箇所

年度	所得割	均等割	賦課割合 (所得割：均等割)	賦課限度額
5	<u>9.48/100</u>	60,100 円	特別区 (58：42)	<u>87 万円</u>
	基礎分 <u>7.17/100</u>	基礎分 <u>45,000 円</u>		基礎分 65 万円
	支援金分 目黒区 <u>2.31/100</u> (特別区 <u>2.42/100</u>)	支援金分 <u>15,100 円</u>	目黒区 (63：37)	支援金分 <u>22 万円</u>
6 案	<u>11.49/100</u>	65,600 円	特別区 (58：42)	<u>89 万円</u>
	基礎分 <u>8.69/100</u>	基礎分 <u>49,100 円</u>		基礎分 65 万円
	支援金分 <u>2.80/100</u>	支援金分 <u>16,500 円</u>	目黒区 (64：36)	支援金分 <u>24 万円</u>

② 介護納付金分*³

* 下線部分が変更箇所

年度	所得割	均等割	賦課割合 (所得割： 均等割)	賦課限度額
5	目黒区 <u>1.93/100</u>	<u>16,200 円</u>	特別区 (58：42)	17 万円
			目黒区 (61：39)	
6 案	目黒区 <u>2.20/100</u> (特別区 <u>2.36/100</u>)	<u>16,500 円</u>	特別区 (58：42)	17 万円
			目黒区 (61：39)	

③ 一人当たり保険料 (基礎分・後期高齢者支援金分) (年額)

年度	特別区	目黒区	非自発的失業軽減・ 均等割額軽減等の場合* ⁴
5	143,363 円	163,036 円	147,433 円
6 案	156,520 円	181,018 円	162,831 円
差引額	13,157 円増	17,982 円増	15,398 円増

④ 一人当たり保険料 (介護納付金分) (年額)

年度	特別区	目黒区	非自発的失業軽減・ 均等割額軽減等の場合* ⁴
5	38,808 円	41,606 円	37,473 円
6 案	39,499 円	42,835 円	38,315 円
差引額	691 円増	1,229 円増	842 円増

目黒区は、23 区平均に比べ一人当たりの所得が高いため、一人当たりの保険料が 23 区平均と比べて高くなっています。

*1：被保険者の各種給付とそれに必要な事務に使用 *2：後期高齢者医療制度の保険給付に使用

*3：介護保険第 2 号被保険者の保険料を国民健康保険で一括徴収

*4：非自発的失業軽減、低所得者及び未就学児への均等割額軽減適用後の一人当たりの保険料

4 関係法令の改正に伴う令和6年度国民健康保険事業の主な変更点について

(1) 国民健康保険料賦課限度額等の改正【国民健康保険条例事項】

賦課限度額は、受益と負担の関係で被保険者の納付意欲に与える影響などを考慮し、国民健康保険料の負担額に一定の上限を設けるもので国民健康保険法施行令に規定する金額を上限として、区市町村がそれぞれの条例で定めることとなっている。国は、必要な保険料の引き上げを行う中で、高所得者にも応分の負担を求め、負担感が重いとされる中間所得層の負担上昇をできる限り抑制することを目的に賦課限度額を引き上げる改正を適宜行ってきている。令和6年度については、後期高齢者支援金分の賦課限度額を見直すこととなった。

また、物価上昇の影響で実質的な所得が減ることに対して、均等割軽減を受けている世帯の範囲がこれに見合ったものとなるように、均等割軽減対象世帯の軽減判定所得基準額を算出する際に世帯人数に乗じる額を改正する。

【保険料限度額の見直し（引き上げ）】

後期高齢者支援金分保険料賦課限度額「22万円」→「24万円」

【保険料低所得者軽減世帯に係る判定基準額の見直し（引き上げ）】

5割軽減：「29万円」→「29万5千円」

2割軽減：「53万5千円」→「54万5千円」

参考：保険料均等割額軽減判定基準額算出式

5割（2割）軽減基準額＝基礎控除額＋（給与・年金所得者の合計数-1）×10万円
＋被保険者数×**29.5万円**（54.5万円）以下

(2) 出産育児交付金の創設

令和5年5月に公布された全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）により、令和6年4月から、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に要する費用の一部を支援する仕組みが導入される。これに伴い、後期高齢者医療広域連合から集められた出産育児支援金は、各医療保険者に出産育児交付金として交付されることとなる。

国民健康保険においては、都道府県に交付され、都道府県が区市町村に割り当てる国民健康保険事業費納付金（基礎分）を算定する過程で減算されることとなっている。

【後期高齢者医療からの支援金】 出産育児一時金に要する費用の7%相当額
※高齢者負担の激変緩和の観点から令和6・7年度の負担額は1/2とする。

(3) 退職者医療制度の経過措置の廃止【国民健康保険条例事項】

退職者医療制度については、平成20年3月末で廃止されたが、「平成26年度末時点で退職被保険者等であるべき者」の全員が、65歳到達などの理由により外れるまでの間は、経過措置として存続し、最長で令和7年度まで継続することが見込まれていたが、実質的に該当者がいなくなった現状を踏まえ、令和6年4月に当該経過措置が廃止されることとなり、改正法により規定の整備が行われた。これを受け、本区においても例規に係る所要の改正、予算科目の整理などを行う。

(4) 被保険者証の廃止

現行の被保険者証は、令和6年12月2日をもって廃止となる。ただし、廃止の時点で既に交付されている被保険者証について、その有効期限（本区の場合は、最長で令和7年9月末日）までは有効とみなされる。

現行の被保険者証廃止後は、いわゆるマイナ保険証（国民健康保険の資格情報との紐づけがされたマイナンバーカード）が被保険者証となる。なお、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けることができない状況にあるかた（マイナ保険証を持っていないかた）には、資格確認書を交付する。

被保険者証廃止後の運用については、国からの通知も流動的であり、また、都内国民健康保険保険者の事務の標準化の観点からも、現在、東京都を中心に、各種取り扱いについて都内の区市町村とも協議を行い、整理・検討中である。

5 目黒区国民健康保険特定健康診査等実施計画・データヘルス計画の改定

資料3のとおり

6 目黒区国民健康保険財政健全化計画（赤字削減・解消計画）の計画変更

国民健康保険の安定的な財政運営及び区市町村が担う国民健康保険事業の広域化・効率化を推進するために定められた東京都国民健康保険運営方針において、決算補填等目的の法定外繰入等を行っている区市町村は、それぞれの状況等を勘案し、医療費適正化や収納率向上の取組を進めるとともに、計画的に保険料率の見直しを図る必要があるため、区市町村国民健康保険財政健全化計画を策定するものとされている。

これに基づき、本区においても平成30年度を初年度とする目黒区国民健康保険財政健全化計画を策定し、法定外繰入の削減に向け、令和5年度を当該計画の最終年度として必要な取組を行ってきた。

しかし、新型コロナウイルス感染症や保険料急増等に対する保険料負担の抑制への対応などから、計画年次内の赤字解消は困難な状況となった。

これに伴い、目標年次までに赤字の解消が見込まれない場合は、当初計画を変更して、継続して財政健全化に向けた取組を行うこととされていることから、都内保険料水準の統一の目標期間に合わせて、令和11年度まで計画期間を延長し、国民健康保険財政健全化への取組を継続するものである。

<国保財政健全化変更計画の概要>

(1) 赤字削減・解消のための基本方針

ア 削減対象とする赤字額

平成30年度当初予算計上額に基づく平成30年度の赤字見込額

（その他一般会計繰入金）：336,988千円

※当初計画期間での赤字解消が困難となったため、令和5年度補正2号予算計上額に基づく赤字見込額（846,382千円）を踏まえて計画を変更。

イ 解消目標年次

令和 11 年度（当初計画の令和 5 年度から変更（延長））

ウ 赤字削減・解消手段の主要事項

- （ア）保険料の適正賦課を図る。
- （イ）保険料の収納率向上を図る。
- （ウ）医療費適正化を推進するとともに保険者努力支援制度等の活用を図る。

（2）年度別の削減予定額

令和 5 年度（計画第 6 年次）末での赤字見込み 846,382 千円

計画年次	7 年次	8 年次	9 年次	10 年次	11 年次	12 年次	
年 度	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	計
削減予定額 (千円)	21,448	155,000	155,000	155,000	155,000	204,934	846,382

7 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について

（1）令和 5 年度の取組状況

KDB（国保データベース）システム等の医療・介護データを用いて、関係所管等と連携・調整しながら、次の取組を実施した。

ア 健康状態不明高齢者の状態把握・必要なサービスへの接続

（ハイリスクアプローチ）

令和 3 年度及び 4 年度に医療や健康診査、介護サービスのいずれも利用していない健康状態不明者 296 人を抽出した。

健康状態不明者に質問票を郵送し、返送してもらうことにより健康状態把握を行い、回答のなかったかたには、ご自宅を訪問するなどの方法により状態把握に努め、必要に応じ、受診勧奨や介護サービス等への接続を行った。

【令和 6 年 1 月 31 日現在】

アンケート返信 126 件 訪問確認 119 件 電話による確認 33 件
その他（転出・死亡等）18 件

イ 介護予防事業実施時における健康教育・健康相談等

（ポピュレーションアプローチ）

介護予防として実施している各種事業において、関係所管等とも連携し、地域課題に即した健康教育や健康相談を実施した。

【令和 6 年 1 月 31 日現在】

健康教育・健康相談 4 回実施（2 月以降も 2 回実施予定）。

令和 6 年 2 月 15 日 めぐるフレイル予防フェア実施。

（関係所管との連携事業）

(2) 令和6年度以降の取組について

本事業は、令和5年度のみ取組で完了するものではなく、継続して実施していく中で課題の確認をしていく必要があるため、全庁的な連携体制の下、さらなる取組事業の拡充に向けて検討を進めていく。

<参考>

国が示すハイリスクアプローチのメニュー

ア 低栄養防止・生活習慣病等の重症化予防の取組

イ 重複・頻回受診者・重複投薬者等への相談・指導の取組

ウ 健康状態不明高齢者の状態把握・必要なサービスへの接続

以 上